

# 中国野菜輸入増加に関わる経済利害について\*

寺 町 信 雄

## 要 旨

近年中国からの野菜輸入が増加傾向にある。この野菜輸入増加は、輸出入関係者の経済利益に影響を及ぼすこととなった。輸出国では中国の野菜農業関係者・中国政府、輸入国では輸入業者・野菜産地生産者・食品加工業者・外食産業・小売業者・消費者・産地選出議員・日本政府・中国向け輸出産業などである。論文では、各関係者の経済利益にどのような影響を及ぼしたかについて議論をするとともに、2001 年 4 月日本政府が実施した対中農産物 3 品目に対するセーフガード暫定措置の背景となる中国側と日本側の農業政策・農業事情についても議論する。また、日本政府がセーフガード暫定措置を実施する過程における、政権党である自民党農業族議員と野菜産地の関連についても議論する。そして最後に、野菜輸入増加の経済効果について比較優位論の視点から包括的な議論を展開し、WTO および自由貿易協定の交渉を進める日本として、農業部門について保護主義的なスタンスを持ち続けることによる他部門および国民が支払う対価は、決して少なくないことを述べる。

**キーワード：**中国野菜輸入増加、開発輸入、中国農業政策と中国貿易政策、日本の農業部門における利害関係者、WTO セーフガード暫定措置

## 1 はじめに

日本政府は、2001 年 4 月 23 日 WTO セーフガード協定等に基づき、ねぎ・生しいたけ・畳表の農産物 3 品目に対してセーフガード暫定措置を以後 200 日間にわたって発動することとした。3 品目の主要輸出国は中国であった。これは、単なる外国の輸入品の急増による国内生産者の生産調整のための措置とはいえない面をもっている。日本の総合および専門貿易商社・大手スーパー・食品加工業者・種苗業者が（以下、総称して「輸入業者」という）農産物 3 品目を含む野菜などの生産地として、中国にアプローチし開発輸入を手がけてきたことにそのルーツがある。輸入業者は中国産地から農産物 3 品目を含む野菜などを日本の国内市場に開発輸入した。当然、これら輸入量が急激に増加すれば、国内産地の野菜などの農産物と価格面において競合することになり、産地の生産者から輸入急増

にともなう輸入制限という救済要請が声を大にして唱えられることになった。推察するに、産地を票田とする地元議員への生産者による陳情が行われたことであろう。輸入制限は輸入品の値上げをともない国内市場の消費者に負担増をもたらすことになるが、政治的な圧力として強くない存在の消費者の利益は無視されやすい。それに対して、数は少ないが、3品目を含む中国産野菜の輸入急増による個別農家の経済損失に関わる利益を背景に、声を大にする産地生産者の利益は政治的に優遇されやすい。日本政府は、WTOの関連協定法および関税率法との関連などとも勘案して、農産物3品目を選定しセーフガード暫定措置を発動した。中国政府はこれに敏感に反応し、自動車、空調機、携帯・自動車搭載電話の対日輸入品に100%の報復関税を実施することとした。ここにねぎ等農産物3品目に関する日中貿易摩擦が一気に政治問題化することとなった。2001年12月21日両国政府は覚書を交わし、日本政府は農産物3品目に関わるセーフガードを正式に発動しないこと、中国政府は日本からの輸出3品目に対する報復関税を撤廃すること、農産物貿易協議会を組織して民間関係者で協議することで決着の方向が示された。

このように農産物3品目の中国からの輸入急増に対応する日本政府の暫定輸入制限措置の実施は、開発輸入を手がけた輸入業者、中国産地生産者と集荷業者、日本産地生産者、日本国内加工・流通・小売業者、日本の消費者、農業族議員、日本政府、中国政府、報復措置の対象となった日本の輸出産業などの利害得失が関わってくる。図1は、この事情を図示したものである。図の番号 ~ は、貿易摩擦として政治問題化する経過を順に数字で示したものである。

以下において、对中国からの農産物3品目を含む野菜輸入の急増に焦点をあてて、その経済的背景、関係者の経済的な利害得失について、図1の番号順にしたがって詳しく議論をする。第2節では、日本の对中国の野菜輸入の状況と開発輸入をする輸入業者について議論する(図1の)。第3節では、中国の野菜産地と中国農業を背景とする中国政府の立場について述べる(図1の)。第4節では、

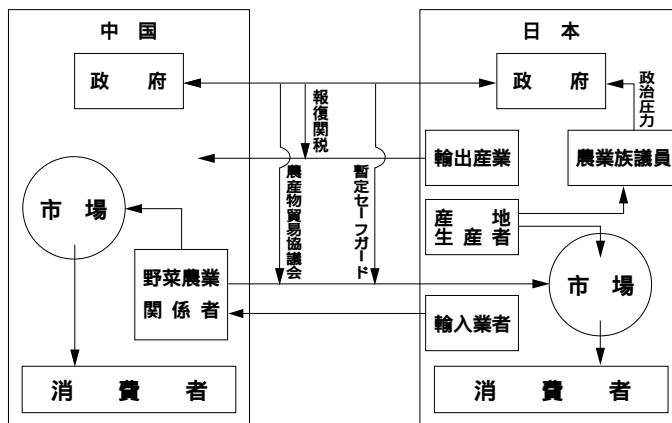


図1 農産物3品目の日中貿易摩擦

日本農業を背景とした野菜産地と流通・小売業界について述べる（図1の ）。そして、第5節では、今回のねぎ等農産物3品目の輸入制限暫定措置実施に影響を与えたといわれる自民党農業族議員と野菜県との関わりについて議論する（図1の と ）。第6節では、日本の農産物貿易の背景となる日本政府の対外農業政策について、特に、2000年12月に日本政府がWTO農業交渉に提出した「日本提案」に登場する非貿易関心事項（NTC）について述べる（図1の と ）。そして、最後の第7節では、対中国農産物3品目を含む野菜輸入急増にともなう利害関係者の利害得失について、余剰分析を通じてこれまでの議論を整理するとともに、比較優位論の視点から中国野菜輸入増加について私見を述べ結びとする。

## 2 日本の対中国野菜輸入と開発輸入

日本の農業生産のGDPに占める割合は2000年で2%である。日本の農林水産物輸入の総輸入額に占める割合は2000年で17%である。さらに日本の野菜輸入の農林水産物輸入に占める割合は2000年で5%であり、3,420億円となっている。その中で中国の割合は44%で1位であり、2位の米国は24%で2倍近く引き離している（表1）。生鮮・冷凍・その他調整品のどれをとっても、2000年において中国からの野菜輸入は他国を引き離している（図2）。この現象は1990年代から見られることであり、年とともに中国からの野菜輸入は増加傾向にある（図3）。また、2000年の日本の主な野菜輸入などを数量でみた輸入相手国とそのシェアは、表2のようである。中国からの野菜輸入が大きいことを反映して、中国の数字は顕著である。セーフガード3品目以外に、にんにく・乾しいたけ・しょうが・さといも・冷凍ほうれんそう等が目に入る。このように中国からの野菜輸入増加を可能にする背景として、日本企業の開発輸入の存在は無視することはできない。

2001年4月日本政府は関税割当制にしたがって、ねぎ等農産物3品目について過去2年間に輸入実績のある業者に申請を2回にわたって受付けて、該当する業者に輸入を割当てた。その業者リスト（農林水産省のホームページで公開されている）を見ると、総合および食料専門商社・食品加工業者・大手スーパーなど国内流通業者が名前を連ねている。本稿でいう「輸入業者」の内容である。これら「輸入業者」は、単に中国で生産された農産物3品目を中国側集荷業者から買付けて日本への輸入ルートに乗せることを業務としてきただけではない。中国から日本への野菜輸入には、日本企業が関

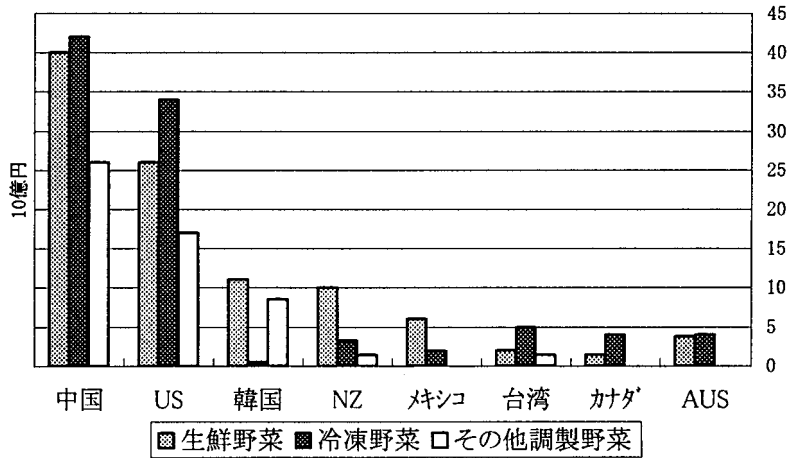
表1 2000年主要国別農林水産物輸入額（金額：10億円）

	US	中国	AUS	カナダ	タイ	合計
農林水産物	1871	824	451	482	319	6914
農産物	1502	479	322	230	181	3971
野菜輸入	83	150	6	6	13	342

出所：農林水産省統計情報部『2002年ポケット農林水産統計』

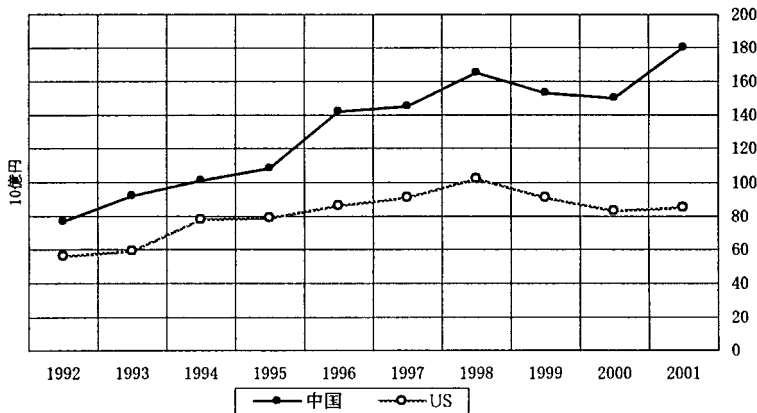
野菜供給安定基金調査情報課編『2001年野菜輸入の動向』農林統計協会

図2 2000年類別・国別野菜輸入



出所：野菜供給安定基金調査情報課編『2001年野菜輸入の動向』農林統計協会

図3 日本の野菜輸入



出所：野菜供給安定基金調査情報課編『2001年野菜輸入の動向』農林統計協会

表2 日本の主な野菜等輸入品目と数量で見た輸入相手国シェア（2000）

にんにく	中国(100)	わかめ	中国(76)・韓国(24)
なす	韓国(100)	うなぎ(含調製品)	中国(73)・台湾(27)
乾しいたけ	中国(100)	かぼちゃ(生鮮)	NZ(69)・メキシコ(15)・トンガ(11)
ねぎ	中国(99)	ブロッコリー(生鮮)	US(86)・中国(13)
生しいたけ	中国(100)	しょうが(生鮮)	中国(95)
畳表(千枚)	中国(100)	さといも(生鮮・冷凍)	中国(100)
生鮮トマト	韓国(87)・US(12)	レタス	US(100)
ピーマン	オランダ(60)・韓国(20)	生鮮いちご	US(76)・韓国(20)・NZ(4)
たまねぎ(生鮮)	US(65)・中国(10)・NZ(20)	冷凍ほうれんそう	中国(100)

出所：野菜供給安定基金調査情報課編『2000年野菜輸入の動向』農林統計協会  
農林水産省統計情報部『2002年ポケット農林水産統計』

わる開発輸入が重要な役割を果たしてきたと言われている。阮蔚（2001b）で述べられているように、日本の商社、食品加工企業、量販店などの輸入業者は、単独、あるいは以前から関係をもってきた台湾・香港系企業と連携して、生産の段階、選別・加工の段階、物流の段階に関わりをもち、主に中国の食品加工業者（後述3 - (2)）より、野菜を買付けて輸入しているのである。輸入業者は、例えば生産の段階において、中国農家に対して最低保証金を支払って、リスク対策を行うとともに、日本仕様の野菜生産のために日本産野菜の種子を供給販売し、生産の技術指導を実施する等の努力を行ってきた。また、集荷された野菜を日本国内の市場用に箱詰めするまでの工程処理や冷凍加工・調製品加工にも、輸入業者は積極的な関わりをもってきた。

この野菜の開発輸入は、今後も着実に増加することが予想される。これら野菜の輸入業者の経済的インセンティブは何であろうか。それは第1に、日本産野菜に比べて中国産野菜の方が生産コストにおいて格安になっていることである<sup>1)</sup>。第2に、中国の最近の農業政策（後述3 - (1)）の展開によって、日本の輸入業者が中国での野菜輸入に関連した経済活動を容易に行える経済環境が整ってきたことである。すなわち、1980年代末ごろから台湾から中国本土に開発輸入をシフトさせ、1990年代に着々と開発輸入が軌道に乗る体制を輸入業者は整えてきたのである<sup>2)</sup>。第3に、中国のねぎ産地農家は、中国国内向けに比べて日本輸出向けの方が仕様は異なるとはいえ高い価格で販売することができることから、産地農家の輸出向けへのインセンティブが強いことが、野菜輸入を増加するという輸入業者と一致した利害をもつこととなった。第4に、輸入業者は、国内産に比べて、大規模な生産基盤を確保して、安定的に供給することが可能になることである。国内産の産地では高齢化が一層進み、野菜の大量供給が安定的に得られる条件が年とともに悪化してきているといわれている。これに対して、輸入業者による開発輸入による野菜輸入は、中国側野菜関係者との長期契約を交わし、低価格で大量の安定的な供給を可能にしているのである。3週間から1ヶ月前に輸入業者を通じて、数量・価格等の野菜輸入の入荷情報が事前に入手できることから、計画的に仕入れが可能になり、大手小売業者・外食業者・食品加工業者にとって大きなメリットとなるのである。このことから、輸入野菜は、国内産野菜に比べて物流および情報システムにうまく乗って最終需要者への販路を容易に確保することができるのである<sup>3)</sup>。

以上から容易に推察されることであるが、輸入業者は、国内産野菜と中国産野菜を比較しながら、国際間の野菜市場を念頭に経済活動を行っているといえることができる。日本政府が、中国産野菜を実質的に輸入制限することは、輸入業者による国際的な裁定取引を制限することを意味する。低価格で大量な野菜輸入供給に代わって、より高いより少なめの輸入野菜を供給することは、輸入業者の利益を必ずしも減少させるとは限らないが、野菜輸入の最終需要者である日本の消費者にとっては、高い中国産と国内産の野菜を購入することになることは間違いない。

### 3 中国の農業・対外貿易政策と中国野菜農業関係者

#### 3 - (1) 中国の農業・対外貿易政策

日本の中国からの野菜輸入増加については、中国側の事情について述べておく必要がある。『中国統計年鑑 2002』によれば、中国の総人口は 2001 年で 12.7 億人、うち農村人口は 73 % の 9.3 億人、さらに農村労働力は 51.6 % の 4.8 億人である。中国は年率 7 ~ 8 % の経済成長率を維持しているが、2001 年の第 1 次・第 2 次・第 3 次産業の GDP 比率および就業者比率は、それぞれ 15 %・51 %・34 %、50 %・22 %・28 % である。12.7 億人という人口を安定的に養うために、中国は、1980 年代初頭に人民公社という集団営農組織から家族単位の営農請負制に移行し穀物食糧生産の大幅な増加を実現した。1985 年以降農産物の市場経済化が進められ、流通の規制が少しずつ緩和され、水産物・果物・野菜等の農産物の流通段階での価格決定が市場に委ねられるようになっていった。1988 年には、副食品生産を進展させ、都市への供給を保障する「野菜かごプロジェクト」が実施された<sup>4)</sup>。大都市近郊の野菜生産ではなく、大きな野菜産地を国家プロジェクトで開発することも行われてきたのである。また、穀物食糧などの政府買付価格の引上げも農家の生産へのインセンティブを高め、農産物生産の増加を実現したと見ることができよう。

1994 年レスター・ブラウンの『誰が中国を養うか』というセンセーショナルな著書が話題になった。そこでは、経済発展とともに人口増と耕地面積の減少と穀物など食糧生産量の伸び悩みにより、中国は穀物輸入大国になるというものであった。レスター・ブラウンの悲観論は現在のところ実現する兆しは見られない。それどころか、1990 年代の後半には農産物は供給過剰の状態になり、農産物価格の下落が起きることとなった。中国における食糧不足の問題は遠のき、都市部人口の所得に比べて低位水準にある、7 割強の農村人口の所得格差問題、過剰状態にある 5 億人弱の農村労働力を吸収する農業以外の他部門による地方工業化の問題、農業の生産性向上の問題等が、クローズアップされてきた。単に量的な穀物食糧増産の確保だけでなく、農業以外の産業による農村労働力の吸収と農業の近代化による農家所得の上昇をもたらすことが、中国農業の重要な政策課題となってきたのである。

穀物食糧を要とする増産政策を大きく変更する政策として、1999 年 7 月に「農業生産の構造調整に関する意見」が発表された。農業インフラを改善し、農業の総合生産能力を高めることを前提に、各地域が市場の需給動向に応じ、各地域の比較優位を發揮し、適地適作を実行するという内容であった<sup>5)</sup>。増産政策から増収政策への確実な政策転換と理解することができる。適した地域で適した農産物を生産することにより、中国の農業生産性の向上は大いに期待できると思われる。1980 年における穀物作付面積は、農産物作付面積の 80.1 % を占めていたが、2001 年では 68.1 % にまで低下し、他方、野菜作付面積は 2.2 % から 10.5 % へと上昇している。また、中国を沿岸地域・中部地域・西部地域

の3地域に区分して各農産物作付面積を1999年と2001年について表3にまとめてみると<sup>6)</sup>、次の結果がえられる。沿岸地域の穀物作付面積のシェアは中部地域より低い。沿岸地域の果樹園・野菜作付面積のシェアは中部・西部地域より高い。およびに加えて耕地面積および農村労働力を併せて見てみると、沿岸地域は果樹園・野菜など労働集約型農産物に比較優位を、中部・西部地域は穀物など土地集約型農産物に比較優位をもつようであり、この傾向は一層強まっていくと思われる<sup>7)</sup>。

表3 中国3地域の各農産物作付面積シェア(1999年と2001年)

暦年	沿海地域		中部地域		西部地域	
	1999	2001	1999	2001	1999	2001
農産物作付総面積シェア	33.8	33.2	42.4	43.1	23.8	23.7
穀物作付面積シェア	33.4	31.6	42.5	44.1	24.1	24.3
油料作付面積シェア	25.8	27.8	52.4	51.1	21.8	21.1
果樹園面積シェア	58.3	58.1	21	20	20.7	21.9
野菜作付面積シェア	49.3	49.8	34.4	33.6	16.3	16.6
穀物生産量シェア	37.2	35.7	42.5	43.3	19.4	21
農村労働力シェア	40	40	34.7	35	25.3	24.9
耕地面積シェア	31.7	28.4	44.7	43.2	23.6	28.4

阮(2001b)論文図表4に『中国統計年鑑2002』を用いて表を加えた。

沿海地域は、北京市、天津市、河北省、遼寧省、上海市、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、広東省、広西自治区、海南省。

中部地域は、山西省、内モンゴル、吉林省、黒龍江省、安徽省、江西省、湖南省、湖北省、河南省。

西部地域は、四川省、重慶市、雲南省、貴州省、チベット、陝西省、甘肅省、寧夏自治区、青海省、新疆自治区。

中国の国内農業は、国内経済が市場経済化に移行しつつある中で、近年には適地適作の構造調整を進めてきた。それが、穀物食糧生産の増産と生産性向上の実施であり、穀物食糧以外の果樹園・野菜などの農産物の増産と生産性向上の実施であった。中国政府はこれ以外にも一つの流れである国際化(グローバル化)にも対応する国内農業の構造調整を念頭において農業政策を実施してきたと推察される。それは、中国のWTO加盟にともなう農産物の自由化に向けての国内農業の対応である。阮蔚(2001a, 2002)、嚴善平(2002a)における議論を参考にしながら、国際化対応について述べておこう。中国は、2001年11月中東カタルのドーハにおいて台湾とともにWTOに正式加盟が承認された。中国がWTO加盟を申請して15年後の実現であった。中国に対しては、加盟後12年間にわたり対中特別セーフガードの経過措置、繊維セーフガードの発動期間の延長、アンチダンピング措置発動条件の緩和、中国監視機構の設置が実施されることとなった。農業部門においても段階的な自由化が約束された。すでに、2004年に向けて小麦・トウモロコシ・米・大豆油・綿花などの関税割当枠の引下げが実施されているし、1994年から穀物食糧の価格支持政策が実施され国内生産量の拡大と供給過剰をもたらしたが、WTOにしたがって価格支持政策は撤廃の方向にあり、上述したように農業構造調整政策が実施されている。中国農業の対外自由化政策の転換により国内農産物市場が開

放される。それにともない、穀物食糧のうち、米は輸出が期待できるが、その他の小麦・トウモロコシなどの土地集約型農産物については輸入増加が予想されている。上述したように、沿海地域の労働集約型農産物の生産増加にともない、穀物食糧など土地集約型農産物の生産不足を中・西部地域が補充する傾向にあるが、補充には輸入穀物も必要になってくるであろう。しかしながら、中長期的には穀物食糧の輸入は95%の自給率を維持できる程度におさまるであろうと見られている。その程度の輸入であれば、むしろ中国農業にとってはプラス要因の方が大きいであろう。例えば、穀物食糧の輸入により国内価格の上昇を抑えることになるであろうし、量産だけでなく品質向上への取組み・農業生産コスト引き下げのための農業生産性上昇へのインパクトを与えるであろう。これらはいずれも輸入穀物が国内農業に競争圧力をもたらすことに関連している。深刻な農村労働過剰圧力をかかえている中国では、農村の余剰労働量の農外移出を可能にする労働受け入れが不可欠であるが、それが可能になり、農業生産規模の拡大と生産性向上も実現することも可能になるのであれば、農村過剰労働力の解消と農村所得の上昇が期待できるのである。このような経済環境を実現維持するためにも、沿岸地域の果樹園・野菜・食肉などの労働集約型農産物の生産拡大は、労働力吸収および所得上昇の意味において、重要な役割を担っていると思われる。巨大な国内市場の需要を満たすだけでなく、労働集約型農産物の輸出は以上の議論から理解できるように、その存在は中国農業にとって重要視すべきなのである。

2001年4月日本は、ねぎ等農産物3品目に対するセーフガードの暫定措置を実施した。中国はWTO加盟をその年の11月に控えていたが、加盟前の状態をうまく利用して、7月に日本に対して3品目に対して報復関税を実施した。暫定措置の経緯については他の論者に譲るが、ねぎ等農産物3品目は、中国側から見れば、沿岸地域の労働集約型農産物の対日輸出に対する日本からの制限を意味し、中国農業の事情から容易に容認できることではない日本側の対応であったと推察できる。

### 3 - (2) 中国野菜農業関係者

ちょっと資料は古いですが、表4は1999年における中国と日本の野菜生産量を比較したものである。中国の野菜生産はまだ増加すると思われるが、12.7億人の人口をかかえる経済であることを考慮すれば、これは驚くに当たらない当然の生産規模といえよう。2000年の中国の食料品輸出は輸出総額の5.2%と少ない割合であるが<sup>8)</sup>、日本は食料品輸出に関して中国の最大の輸出先となっていて、年とともに増額し、中国の対日食料品のシェアは2000年では36.1%となっている<sup>9)</sup>。このうちの野菜輸出についてさらに見てみると、日本は野菜輸出に関して中国の最大の輸出先となっていて、金額では61%(2000年)、数量では39%(2000年)のシェアとなっている<sup>10)</sup>。

中国の野菜産地については、野菜生産を行う土地面積の資料を用いて判断することができる。2001年における主な野菜産地を野菜面積の多い順に列記すると、山東省、河南省、江蘇省、広東省、



表4 1999年における中国と日本の野菜生産数量比較

	中国(万ト)	日本(万ト)	1999比率(%)
ばれいしょ	6506	292	4.5
きゅうり	1593	77	4.8
キャベツ	1850	148	8.0
トマト	1790	77	4.3
なす	1103	47	4.3
たまねぎ	1129	121	10.7
にんじん	461	68	14.8
かぼちゃ	333	27	8.1
カリフラワー	461	3	0.7
えんどう	117	4	3.4
いんげん豆	135	6	4.4
さといも	147	25	17.0
にんにく	16	2	12.5
ねぎ	1724	53	3.1

出所：野菜供給安定基金編『中国の野菜(2)』農林統計協会  
農林水産省統計情報部『ポケット農林水産統計2002年』

湖北省、四川省、広西自治区、河北省、湖南省、浙江省である<sup>11)</sup>。沿海地域は10省のうち6、中部地域は3、西部地域は1が含まれている。ところで、ねぎの主な産地は、山東省・河北省・江蘇省・河南省・広西自治区の地域となっている。沿海地域の産地に偏っていることが確認できる<sup>12)</sup>。

野菜の生産・集荷・日本への輸出という経路で、中国の野菜は日本市場に輸入されてくる。主な野菜の流通経路についての情報は得られなかった。ここでは、セーフガード暫定措置品目である「ねぎ」のケースについて、野菜供給安定基金編(2001)の説明を参考にして、中国での野菜農業関係者について推察を試みておきたい。中国における野菜消費量の増加および野菜輸出量の増加とともに野菜生産は増加している。野菜の品目にも依存するが、主に国内野菜と輸出野菜とは作付段階においてすでに異なっている場合が多い。国内市場向けへは、地元消費以外は地元農村小市場から産地卸売市場に集荷され、主に集荷業者によって都市卸売市場に輸送され、さらに都市・地方の消費地にある小売市場で販売されている。これに対して輸出向けへは、野菜加工企業(食品公司)といわれる企業の存在が重要なポイントになっている。加工企業には国営企業・中国民営企業・日系など外資と中国企業との合弁企業・日系企業といろいろであり、第2節で述べた日系企業の「輸入業者」と連携しながら日本への野菜輸出が実現されている。加工企業は、野菜農家に提供する種子の日本からの買入れ、野菜農家との最低保証買付価格および事前の数量の契約、技術者派遣をともなう輸出向けの現地生産指導、選別を兼ねた個別農家への直接集荷、集荷された野菜の計量・選別・調整・加工・梱包の工程による日本規格にあった輸出向け製品化など、多岐にわたる業務が行われる。ここでのノウハウは、日系企業が台湾など他の地域で野菜の開発輸入の事業展開を行ってきた経験が蓄積されてきたことが活かされているように思われる<sup>13)</sup>。ねぎの場合、農家で生産されたねぎの3割しか歩留りがなく、他は国内市場流通あるいは廃棄されると報告されているように<sup>14)</sup>、日本市場の国産品を意識して、日本市場

に輸入されてすぐに流通経路で小売段階へ移行できるまでに中国国内で製品化が行われていることを意味している。日本よりも確保しやすい農地、豊富な低賃金労働力、低廉な生産コスト、日本野菜に競合する品質管理、契約生産と国際的な流通システムによる安価で安定した供給の恒常化が可能になる背景が理解できる。中国野菜の日本市場への今後の浸透は確実に進行する地歩を読み取ることができよう。

ねぎ等農産物3品目輸入増加により2国間で貿易摩擦が2001年に約8ヵ月にわたって展開された。セーフガードの本格発動がなされていたならば、農産物3品目の輸入制限が実施されることになったであろう。中国の野菜農業関係者は、野菜輸出数量の減少から経済的損失をもたらすことになる。中国政府は、中国野菜の輸出増加は、日系企業の「輸入業者」による開発輸入によってもたらされている面が大きいことに言及し、日本企業の依頼による輸出向け生産であることを指摘した。対中農産物3品目輸入増加の問題は、日本の「輸入業者」と日本の野菜産地農家との利害対立の問題であり、その両者の利害調整により日本への野菜輸出の減少による中国野菜農業関係者の経済的利益が結果として損失をもたらすことに不満を主張したことは、中国側としては当然であるといえる<sup>15)</sup>。これに加えて、トマト・ピーマンなど他のWTO加盟国からの野菜輸入の急増が見られるのに、それらを発動の調査から外していることにも中国政府は疑問を明らかにしている。これについては第5節で議論する。

## 4 日本の野菜国内市場

### 4 - (1) 日本の野菜産地生産者

日本の野菜産地県について、農林水産省統計情報公表データである「2001年度都道府県別野菜産出額」より金額の多い順に抽出してみると、「千葉・北海道・茨城・愛知・熊本・群馬・埼玉・長野・静岡・福岡・栃木・宮崎・青森・高知・福島・鹿児島・徳島」という主な道県がえられる。作付面積で見ても大体これらの産地県はオーバーラップする。2000年度の野菜の自給率は82%であり、18%が野菜輸入に依存している。1965年度には100%、1985年度には95%であったことを考慮すると、年とともに自給率が低下してきたことがわかる<sup>16)</sup>。この事実は日本の食料生産にとって憂慮すべきこととは一概に言えないと思うが、国際貿易から見て日本の野菜は比較劣位にあり、日本の野菜生産現場はさらに比較劣位を深める変化が起きているように思われる。その背景には、日本農業全体にも関わることであるが、野菜産地の生産コストおよび出荷コストが割高であることはいうまでもなく、野菜農家の高齢化・後継者難・労働力不足による産地生産基盤の弱体化<sup>17)</sup>、規模の経済が期待できない小規模家族経営などが解消されずに、今後もこれらの課題は、野菜産地において継続されてゆくと思われるからである。

野菜輸入に対して価格面において対抗することが難しいことは、今後も野菜輸入の増加が予想され

る。例えば、対中農産物 3 品目の 1 つである「ねぎ」について、野菜供給安定基金編（2001）の資料（33 頁）によれば、山東省のある農家の 10a 当たり日本向け輸出ねぎの生産コストは、1996 年の千葉県のある平均農家におけるねぎの生産コストの約 10 分の 1 に過ぎない。生産コストに出荷コストを上乗せすれば、両者の開きはさらに拡大する。中国産の場合には保険・輸送・関税の経費が加わるが、両者の開きは顕著なものであることは想像されよう。生産・出荷・流通コストを反映した東京中央卸売市場における「ねぎ」のキロ当たり価格を総数と中国産について見てみると、1996 年から 2000 年にかけて総数で（221, 251, 346, 314, 206）円、中国産で（96, 103, 165, 117, 106）円であった。中国産価格の約 2 倍が国内産価格である計算になる。野菜の国内市場も市場経済が機能していることから、野菜輸入が定着すれば、国内野菜の生産・出荷・流通コストにおける大幅な削減が実現しない限りは、野菜の自給率はさらに低下を続けることになると思われる。野菜産地では、絶えざるコスト削減の試みが行われる必要があることはいうまでもない。確かに、限界的な野菜産地では、野菜輸入に押されて生産削減を余儀なくされるであろうが、外国から一層の野菜輸入が国内市場に参入するからこそ、国内の野菜産地は生き残りのためにコスト削減に一層の取り組みをすることになるのである。このことが、消費者である日本国民によってこれまで以上に安価な野菜を大量に美味しく購入されることが可能となるのである。大幅なコスト削減ができなかった野菜産地の農家は、野菜から所得をえることを断念せざるを得ないという決定的な経済損失を経験することになるであろう。

WTO のセーフガードは、輸入国において輸入増加が国内の生産者に重大な損害を及ぼしたとき、被害を受けた業界に時間的猶予を与えて、有効な産業再建・産業合理化、いわゆる構造改革をうながすことをセットにして輸入制限の発動をするというものである。セーフガードの基本的な考え方は、発動には輸入制限というコストを支払ってまでも、競争力が低下した国内生産者を保護する必要があるか否かについて問われなければならない。相対的に非効率な生産者の経済活動を保護し、彼らの利益を温存することを目指すものでは全くない。むしろそのような考えを否定し、一時的に輸入を制限することによって再度保護なしで国際経済において国内の生産者が独力で経済活動ができるようになることが重要なのである。この考え方にしたがえば、今回日本が適用しようとしたセーフガードは、果たして支持できるかは大いに疑問が残る。実際にはセーフガードは暫定措置にとどまり発動されなかったのであるが、それでも日本政府は、2001 年 12 月の予算復活折衝で、産地への新技術・高品質種の導入により産地の国産品の競争力をうながすことを目的に、産地支援に 50 億円を確保した。また、国際競争力強化に向けたねぎを含む野菜輸入 6 品目の産地に対して、機械・施設や新技術・品種の導入支援に 2002 年度には 311 億円（基盤整備に別途 100 億円）を確保した。これは、第 5 節で述べる自民党農業族議員の働きかけによって可能となったと推察される。

このような財政支援によって、生産コスト・流通コストを 3 割削減し、大量で安定的な供給を可能にし、卸売市場取引ではなく市場外取引である契約取引を進め、コスト削減には限度があるの

で、他方では製品差別化を進めるという計画であるが、野菜産地の自らの努力も加わって野菜産地が輸入野菜に対抗する国際競争力を保持できるように生き残りに成功するかは今後の結果をみる以外にない。

4 - (2) 日本の野菜流通・小売業界<sup>18)</sup>

日本の2000年の野菜自給率は82%であった。18%が野菜輸入で82%が国内産地供給であった。図4は野菜の流通・小売業への流れを图示したものである。矢印は野菜の流れを示している。野菜輸入も国内産地供給も直接に小売業者・加工業者・外食産業へ流通する場合と、卸売市場を通して小売業者・加工業者・外食産業へ流通する場合とがある。約80%は卸売市場経由で取引され、残りの約20%は市場外取引であり、後者の割合は増加傾向にある。本来卸売市場は、小規模で多数の産地農家と小売業者の間であって、多種多様な品目の集荷分荷機能および物流機能・需給調整のための価格形成機能および情報受発信機能をもつことで利用されていた。輸入業者および産地農家が小売業者・加工業者・外食産業と個別に取引するといっても卸売市場の機能を持ち合わせていなければ、それはかえって取引の限界をもつことになる。最近の卸売市場では、セリ取引で代表されるスポット的な取引が行われるだけでなく、卸売業者による事前の価格・数量の仲介が品目ごとに行われている<sup>19)</sup>。もちろん、卸売市場を介さずに、輸入業者および産地農家が直接に消費地業者と取引契約も交わされるようになってきた。これは、卸売市場がもつと言われている上記の機能が、運輸など物流媒体の充実、情報通信技術の進歩、産地農家の組織化(ここには農協も含まれるがそれ以外の販路開拓も含まれる)、大手スーパーなど小売業の大型化などにより、市場以外でも機能を果たすようになってきたことと密接な関連をもっていると思われる。このような動きが可能になると、価格と数量を事前に契約しておくこと、低価格で安定的に供給されること、場合によっては周年で入手可能であることなどが、買い手として以前に比べて一層のバイイング・パワーをもつ需要業者によって強く要請され

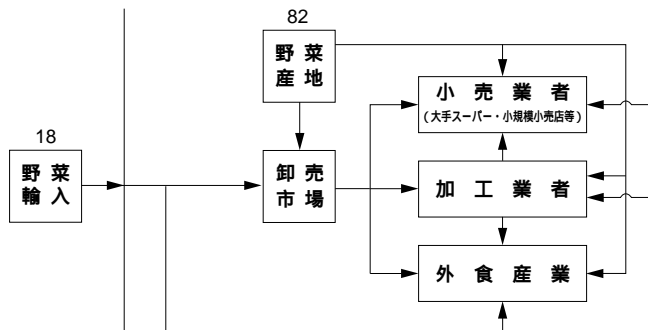


図4 野菜の国内流通

小林茂典(1999)の34頁の図を参考に作図したものである。

るようになるであろう。そしてこのようなニーズに対応するために、産地農家・卸売業者・輸入業者の間にさらに激しい競争が行われることになる。

また、野菜の需要の内容は、小売業者は 45 %、加工・外食産業は 55 %となっている<sup>20)</sup>。これは、消費者の食生活の変化が反映して、外食産業の野菜需要が近年増加傾向にあり、このような割合になっているのである。この数字からもわかるように、野菜の需要形態は、先ほど述べた ~ の要請を供給業者に突きつけているのである。

国内野菜産地は、大口の需要者のニーズに対応することを余儀なくされている。なぜならば、ここに野菜輸入が参入するメリットが大きいためである。大口の需要者の中には、消費者である国民全体が食生活と関わる大手スーパーを含む小売業者と外食産業がすっぱり入っているのである。

## 5 野菜産地県と自民党農業族議員<sup>21)</sup>

野菜の消費者と野菜の生産者の経済利害について比較をしてみよう。国内野菜産地への保護政策により国内野菜価格は上昇する。国内消費者の経済利害は、個別では少額であるが多数であることから総額では多額の経済損失を計上することになる。しかし、それは死活に関わるほどのことではなく、高くなって困ると不満を抱きつづやくことはあるが、値上げ反対の政治的行動を起こすほどのインセンティブを多くの消費者はもっていない。特に日本の消費者団体は、野菜価格値上げよりは食料自給率低下の方に強い関心をもつ傾向がある。

他方、野菜輸入増加により、割高の国内産野菜の需要が減少し、国内産の野菜価格が下落して採算割れを起こす限界的な産地生産者は、生産の取止め・停止に追い込まれる。国内野菜産地生産者の経済利害は、個別においては死活に関わる損失をもたらすことを意味する。国内の野菜生産者は、少なくとも経済損失が起きる前の状態に回復することを、政治の力を借りて達成したいと強く望むであろう。すなわち、値下げの原因である野菜輸入を制限し、国内野菜産地の生産増加と収入確保を、政治的な圧力によって実現することを強く求めるのである。野菜産地の農家の窮状を、全中（全国農業協同組合中央会）および全農（全国農業協同組合連合会）が取り上げ、政権党の産地選出議員および農政委員会を通じて、政府に対して輸入野菜の制限という政策実現を要請し野菜産地の利益回復を期待することになる。

このような政治的圧力の存在を具体的な客観的資料を用いて明らかにすることは容易なことではない。ここでは、その一次接近として、野菜産地と自民党農業族といわれる議員の票田である選出地との関係を見てみる。すでに第 4 節でもとめた日本の主な野菜産地県は「17 道県」であった。もう一度列記すると：「千葉・北海道・茨城・愛知・熊本・群馬・埼玉・長野・静岡・福岡・栃木・宮崎・青森・高知・福島・鹿児島・徳島」である。また、2 - (1) の表 2 で示した 2000 年の日本の主な輸入野菜に関連する、2000 年における日本の主な産地県を表 5 にまとめることができる。表 5 にある道県を列記すると：

「青森・高知・福岡・熊本・群馬・茨城・大分・宮崎・岩手・愛媛・栃木・千葉・埼玉・北海道・徳島・愛知・鹿児島・兵庫・佐賀・長野・香川・静岡・長崎」の「23 道県」である。また、後述することに関連して、農林水産省が、2001 年 1 月以降、急増する輸入野菜を政府調査して監視する対象品目として公表した野菜は、表 5 にある野菜の品目のうち、「にんにく」から「たまねぎ」の 9 品目であった。これら 9 品目に該当する道県は、上述表 5 の「23 道県」のうち、長野・香川・静岡・長崎の 4 県を除く 19 道県となる。農林水産省による監視対象品目は、野菜以外に「うなぎ・わかめ・木材・加糖調製品・合板・かつお」があげられたが、「うなぎ」(愛知・鹿児島・静岡・宮崎)以外は産地の特定化が難しいことから、「うなぎ」の産地のみを加えると新たに静岡が加わり、監視対象品目に関わる産地県は「20 道県」となる。

表 5 日本の輸入野菜と国内産野菜

	輸入量トン ・ H12	輸入比率	国内収穫量 トン・ H12	産地都道府県と全国シェア(5%以上)
にんにく	29225	61.5	18288	青森(80) : H12
なす	1970	0.4	476900	高知(11)・福岡(7)・熊本(7)・群馬(6)・茨城(5) : H12
乾しいたけ	9144	63.6	5236	大分(28)・宮崎(13)・岩手(10)・愛媛(5)・栃木(5) : H12
ねぎ	37375	6.5	536700	千葉(14)・埼玉(10)・茨城(9)・北海道(7) : H11
生しいたけ	42057	38.5	67224	群馬(8)・北海道(7)・岩手(6)・茨城(6)・徳島(6) : H12
畳表(千枚)	20300	59.4	13872	熊本(95)・福岡(5) : H12
生鮮トマト	13003	1.6	806300	熊本(9)・千葉(7)・愛知(6)・茨城(6)・北海道(6) : H12
ピーマン	10326	5.7	171400	宮崎(23)・茨城(16)・高知(12)・鹿児島(7)・岩手(6) : H12
たまねぎ(生鮮)	262179	17.4	1247000	北海道(51)・兵庫(11)・佐賀(11) : H11
かぼちゃ(生鮮)	133167	34.4	253600	北海道(44)・鹿児島(7)・茨城(5) : H12
ブロッコリー(生鮮)	79181	48.9	82900	埼玉(17)・愛知(14)・北海道(6)・群馬(5) : H11
しょうが(生鮮)	47826	59.2	32902	根しょうが : 高知(46) H12
さといも(生鮮・冷凍)	76219	24.8	230500	千葉(17)・宮崎(11)・鹿児島(9)・埼玉(8) : H11
レタス	4773	0.9	537200	長野(27)・茨城(14)・香川(7)・兵庫(6) : H11
生鮮いちご	5527	2.6	205300	栃木(12)・福岡(11)・熊本(7)・静岡(7)・長崎(6) : H12
冷凍ほうれんそう	44978	12.4	316400	千葉(12)・埼玉(11)・群馬(8)・茨城(5) : H11

出所：野菜供給安定基金編『2001 年野菜輸入の動向』農林統計協会

農林水産省統計情報部『ポケット農林水産統計 2002』

他方、2000 年は森内閣の年であった。4 月 5 日～7 月 4 日の期間が第一次森内閣、7 月 4 日～翌年の 4 月 26 日の期間が第二次森内閣であった。さらに 12 月 5 日には第二次森改造内閣が発足し、農林水産大臣などの閣僚等が入れ替わった。2000 年の森内閣の時期<sup>22)</sup>において、自民党総合農政調査会および自民党農林水産物貿易調査会では、野菜等の輸入増加に対するセーフガード実施のための農産物の絞込みと政府調査を要請する議論が行われた。上記 2 つの調査会は、第一次森内閣と第二次森改造内閣の発足に対応してそれぞれ 7 月 24 日、2 月 7 日に一部議員の入れ替えを行っている<sup>23)</sup>。2001 年 4 月のセーフガード暫定措置実施のタイミングは、その年の 7 月に予定されていた参議院選をにらんだものであったと理解されているが、第二次森改造内閣に対応した調査会のメンバーの変更

もそれを考慮したものであると推察される。さて、2 時期の上記 2 調査会メンバーに農林水産大臣・副大臣・政務次官を加えた「資料」(本論文巻末に添付)をもとに、野菜産地県と関わりのある議員数をカウントすると、表 6 にまとめられる。表 6 の分母の数字は各調査会等の自民党議員のメンバー数を表わし、分子は各調査会等に属する自民党議員の内、「17 道県」「23 道県」「20 道県」で選出された議員の数を表わす。参議院議員には\*印を付け、比例代表制度による衆参議院選出議員はその出身道県を選出道県としてカウントした。各調査会には野菜産地の道県の議員だけでなく、コメ産地のように野菜産地以外の農業県に關係する議員もメンバーとなっている。また、各調査会のメンバーでありながら、必ずしも産地利益を支持する農業族議員ではなく、いわゆる「国際派」農業族議員であるかもしれない<sup>24)</sup>、野菜産地の道県であっても野菜産地とは異なる選挙区から選出された議員かもしれない。このように野菜産地の道県からの自民党議員として扱うとしても詳細には一致しない議員も存在する点については留保しておく必要がある<sup>25)</sup>。しかしながら、表 6 の数字より、「各調査会等において、野菜産地の道県選出の自民党議員は約 3 分の 2 以上を占めている」という結果が得られる。また、表 6 の括弧の数字は、該当する道県に各調査会に属する議員がどの程度いるかを示したものである。農林水産貿易調査会の数字は約 2 分の 1 であるが、総合農政調査会の数字は先程と同様に約 3 分の 2 以上となっている。このことより、今回の 2001 年 4 月中農産物 3 品目セーフガード暫定措置の実施には、野菜産地の生産者の経済利益を弁護するために、自民党農業関係 2 調査会の政治的影響力は確かに存在したと推察することは的外れではないように思われる。

表 6 産地道県と自民党農業族議員の選出道県割合・関係道県割合

自民党の農業関係の 2つの調査会等	第一次森内閣			第二次森改造内閣		
	総合農政	農林水産貿易	大臣等	総合農政	農林水産貿易	大臣等
主な野菜「17 道県」	29 / 49(11 / 17)	16 / 23(10 / 17)	2 / 3	32 / 47(13 / 17)	14 / 22( 9 / 17)	4 / 5
主な輸入野菜競合する 「23 道県」	35 / 49(14 / 23)	16 / 23(10 / 23)	2 / 3	32 / 47(17 / 23)	14 / 22( 9 / 23)	4 / 5
監視対象の輸入野菜と 競合する「20 道県」	35 / 49(13 / 20)	16 / 23(10 / 20)	2 / 3	32 / 47(16 / 20)	14 / 22(10 / 20)	4 / 5

注：本論文巻末の「資料」と本論文の表 5 などを用いて作成

他方、すでに引用した表 5 には、2000 年における主な輸入野菜の数量の日本野菜総量に占める割合(輸入比率)が示してある。割合が 10%を超えている品目をあげると、「にんにく・乾しいたけ・生しいたけ・量表・たまねぎ・かぼちゃ・ブロッコリー・しょうが・さといも・冷凍ほうれんそう」の 10 品目がえられる。次に主な輸入野菜の数量でみて、過去 5 年の前年比変化率および輸入数量の 2000 年の 1996 年に対する倍率を表 7 に示してみた。両者を考慮して、年によって減少するなどの変動がなく、しかも大きく増加してきている(倍率は 1.5 以上)輸入野菜の品目をあげると、「な

す・ねぎ・生しいたけ・畳表・生鮮トマト・ピーマン・たまねぎ・しょうが・冷凍ほうれんそう」の9品目が見いだせる。さらに、2000年の主な輸入野菜のうち、輸入国が分散しないで1国に特定できるように、1国で90%以上のシェアをもつ品目を、表2からもとめると、「にんにく(中国)・なす(韓国)・乾しいたけ(中国)・ねぎ(中国)・生しいたけ(中国)・畳表(中国)・しょうが(中国)・さといも(中国)・レタス(アメリカ)・冷凍ほうれんそう(中国)」の10品目がえられる。中国からの野菜輸入の増加が顕著に多いことが改めてわかる。以上3つの抽出(～)を行ったが、いずれの項目にも現れている品目を絞ってみると、「生しいたけ・畳表・しょうが・冷凍ほうれんそう」の4品目となる。いずれも中国からの輸入品目であることがわかる。しかし、これら4品目をさらに見てみると、(i)「生しいたけと畳表」は、統計的にはそれぞれ林産物と工芸農作物であり、野菜に分類されていないこと、(ii)「しょうが」は、ここでは「生鮮しょうが」を取り上げているが、「調製品のしょうが」も入れると「タイ産のしょうが」も関わってくること、(iii)「冷凍ほうれんそう」は、生鮮でないことから、日本の輸入需要先は主に食品加工業者・外食産業と思われる。いずれにせよ、以上のことより、資料を見る限りでは、特定の国である中国からの農産物輸入が近年増加して国内産と比較して大きな割合をもつ品目は、「生しいたけと畳表、しょうが(生鮮)・冷凍ほうれんそう」の4品目であることが見出される。

表7 主な輸入野菜の過去5年の前年比変化率と輸入数量

	%					倍				
	1997	1998	1999	2000	2000/1996	1996	1997	1998	1999	2000
にんにく	7.6	5.3	-1.7	11.3	1.24	23574	25373	26717	26260	29225
なす	19.4	291.7	24.6	19.0	6.94	284	339	1328	1655	1970
乾しいたけ	30.4	-3.7	1.1	0.0	1.27	7206	9400	9049	9146	9144
ねぎ	-2.2	362.4	211.6	76.3	24.85	1504	1471	6802	21197	37375
生しいたけ	6.7	20.6	0.7	33.0	1.72	24394	26028	31396	31628	42057
畳表(千枚)	-24.1	19.9	31.2	49.6	1.79	11369	8628	10344	13569	20300
生鮮トマト	94.6	322.3	110.9	49.5	25.90	502	977	4126	8700	13003
ピーマン	46.1	51.2	27.0	45.2	4.07	3985	5823	8807	11185	16237
たまねぎ(生鮮)	-5.3	17.2	9.2	17.3	1.42	184455	174611	204639	223435	262179
かぼちゃ(生鮮)	-5.7	-5.0	19.5	-13.5	0.93	143790	135665	128875	153964	133167
ブロッコリー(生鮮)	-2.7	4.7	21.4	-13.2	1.07	73767	71811	75158	91239	79181
しょうが(生鮮)	5.7	-8.0	12.7	39.3	1.53	31318	33101	30462	34337	47826
さといも(生鮮・冷凍)	-31.0	-3.0	6.9	22.0	0.87	87567	60460	58665	62715	76504
さといも(生鮮)	-76.5	2.1	67.9	97.1	0.79	25643	6025	6149	10322	20345
さといも(冷凍)	-12.1	-3.5	-0.2	7.2	0.91	61924	54435	52516	52393	56159
レタス	-13.8	152.3	-37.8	33.4	1.80	2646	2280	5753	3577	4773
生鮮いちご	4.3	-4.1	11.2	10.6	1.23	4491	4686	4494	4999	5527
冷凍ほうれんそう	13.1	49.6	-3.0	1.2	1.66	27074	30633	45814	44426	44978

出所：野菜供給安定基金調査情報課編『2001年野菜輸入の動向』農林統計協会

注：ピーマンの統計は2000年になってはじめてピーマンのみの数値に分離して公表されるようになったため、ここでの数値はとうがらし属を含む数値になっている。そのことを考慮してみる必要がある。



以上のことを踏まえて、2001年4月の対中農産物3品目セーフガード暫定措置の実施にいたるまでの自民党農業族などの動きを箇条書きの形で記述し、何故に「ねぎ・生しいたけ・畳表」の3品目に集約されたかについて議論を進める。

1997年日本政府は、「にんにくとしょうが」について輸入急増を抑えるために、セーフガードを目指して中国政府と2国間協議を行ない、結果として中国側の輸出自主規制の約束を取り付けた。表7を見る限り、効果は限定的であったように思われる。対中農産物3品目にこの2品目が含まれていないのは、ここでの事情が考慮されていると見ることができよう。

韓国政府も1997年以来、中国産「にんにく」の輸入急増に苦慮してきた。1999年11月にセーフガード暫定措置を発動し、さらに2000年2月には本発動を実施した。これに対して、2000年7月に中国政府は韓国産のポリエチレンと携帯電話の輸入差し止めという報復措置を実施した。その後協議が行われたが簡単には解決しなかった。自民党農業族の議員はこの情報について熟知していたはずである。日本が対中農産物のセーフガードを実施すれば、このような中国の報復措置があることは当然わかっていたはずである。ただし、韓国の場合には本格発動後に報復関税を経験していることから、暫定措置の段階では中国の報復措置は行われないと甘い状況判断がなされていたのではないかと思われる。

2000年9月自民党農林水産貿易調査会の特別委員会は、輸入野菜に対するセーフガード発動について議論を行った。また、2000年11月自民党総合農政調査会農業基本政策小委員会は、輸入野菜に対するセーフガード発動について議論を行った。谷洋一農相もこの件で積極的に働きかけを行っている。小委員会で取り上げられた野菜等6品目は「生しいたけ・ねぎ・生鮮トマト・ピーマン・たまねぎ・い草（畳表）」であった。上で議論したように、「生しいたけ・畳表」は野菜ではないが、データの数値からはある程度対外的に説得力をもつと思われる。しかし、他の4品目「ねぎ・生鮮トマト・ピーマン・たまねぎ」はいずれも野菜であるが、「たまねぎ」以外は、輸入数量は国内産の10%以下の水準に止まる品目であった。

2000年12月5日、第二次森改造内閣が発足し、農相に群馬県選出の谷津大臣、副大臣に熊本県選出の松岡利勝議員と新潟県選出の田中直紀議員が就任した。群馬県は「なす・ねぎ・生しいたけ・ほれんそう」の産地であり、熊本県は「なす・畳表・生鮮トマト・生しいちご」の産地である。就任後、12月19日谷津大臣は、すでに「生しいたけ・畳表・ねぎ」の3品目を対象に一般セーフガードの発動に向けた政府調査を開始することを明らかにし、調査開始についてWTOへの通報が行われた。

何故に「生しいたけ・畳表」に加えて、野菜の「ねぎ」が選ばれたのであろうか？自民党農業関係2調査会でどのような議論が展開されたかについて明らかではない。しかしながら、これまでの議論から推察できることが一つある。それは、の野菜4品目のうち、「ねぎ」以外の「生鮮トマト・ピーマン・たまねぎ」の主要輸入国が中国ではないという点が絞込みの過程で微妙に影響したのではと

いうことである。上記4品目の第1位輸入国は、それぞれ順に韓国・オランダ・アメリカである。これらはいずれもWTO加盟国であるし、「生鮮トマト」の第2位の輸入国はアメリカ(12%シェア)であり、「ピーマン」の第2位の輸入国は韓国(20%シェア)であり、韓国輸入のシェアは急拡大している。そして「たまねぎ」の第2位の輸入国はニュージーランドであり、第3位の中国が急拡大の兆候をみせている。これら4品目は生しいたけ・畳表・ねぎとは違って、中国からはほぼ100%の輸入を行っておらず、第1位は他の国であり、しかも高いシェアをもっているが、他の国からも輸入しているという特徴が共通点として存在している。分散して複数の国を対象にするセーフガード発動は、特にアメリカが絡む品目は、日本として除こうという意図が自民党農業族および農水省側に働いたのではないと思われる。3-(2)でも触れたように、中国政府が、日本政府は意図的に中国のみに絞ったセーフガード暫定措置の発動であると非難したことは、的外れではない面をもっているように思われる。すなわち、「生しいたけ・畳表」の100%輸入国は中国であるが野菜ではない。野菜輸入増加の悲鳴が聞こえる中で、中国からの100%輸入品目でこれまで扱ってこなかった生鮮野菜として、「ねぎ」が浮上したのである。

2001年1月下旬に農水省は、輸入が増えて国内生産に損害が出る恐れがある農林水産物に対して「監視対象品目」として選定し、さらに損害の危険性が高まる農林水産物に対して「緊急監視対象品目」として選定して、(一般)セーフガード発動に必要な情報を収集する政府調査(モニタリング体制)を実施し検討することとした。また、前者は「レベル1」ともいわれ四半期ごとに、後者は「レベル2」ともいわれ毎月情報収集をすることとした<sup>26)</sup>。レベル1には、「にんにく・なす・乾しいたけ・わかめ・うなぎ・かつお」の6品目が、レベル2には、「ねぎ・生しいたけ・畳表・生鮮トマト・ピーマン・たまねぎ・木材(製材品および集成材)」の7品目が選定された。2月にはレベル1に「合板」が追加され、4月にはレベル1に「加塘調製品」が、レベル2にはレベル1の「わかめ・うなぎ」が追加され、レベル1は6品目(表5および表7には6品目のうち野菜3品目は掲載されている)、レベル2は9品目(表5および表7には9品目のわかめ・うなぎ・木材の3品目を除く6品目が掲載されている)の農林水産物15品目が選定された。レベル2の品目は「セーフガード予備軍」の可能性をもっていると理解することができる。「ねぎ・生しいたけ・畳表・わかめ・うなぎ」の主要輸出国である中国、「トマト・ピーマン」の主要輸出国である韓国との間で、セーフガード暫定措置の実施前の2月から3月にかけて、「対日輸出の自粛」の合意が模索された。「生鮮トマト」は主にミニトマトで加工用であること、「ピーマン」は国産と種類が異なり競合が強くないこと、「たまねぎ」は端坼期の輸入であること<sup>27)</sup>、「わかめ・うなぎ」は民間レベルでの調整の可能性があることなどから<sup>28)</sup>、「ねぎ・生しいたけ・畳表」の3品目に絞られて行ったと推察できる。

「ねぎ・生しいたけ・畳表」3品目の主要産地県は、表5より、「千葉・埼玉・茨城・北海道・群馬・岩手・徳島・熊本・福岡」の9道県である。総合農政調査会および農林水産貿易調査会に属する議員

の票田である選出道県を、平成 13 年 2 月の各調査会について見てみると、それぞれ（ 8 / 9、7 / 9 ）という数字がえられる。自民党農業族議員の強いバックアップのもとにセーフガード暫定措置が実施されたといえる。

以上見てきたことより、客観的な経済統計による判断のみによってセーフガード暫定措置が実施されただけでなく、野菜産地から自民党農業族議員への要請、当該産地県選出の大臣・副大臣・政務次官の存在、参議院選挙の自民党候補者への集票の配慮などが、微妙に政策決定に影響を及ぼして暫定措置の実施がなされたと理解することは否定できないであろう。

## 6 日本の対外農業政策

### 6 - (1) 日本提案

1994 年のウルグアイ・ラウンド農業協定の合意事項は、1995 年～2000 年の 6 年間、加盟国において国内法の改正などを通じて実施されてきた。日本でも、1995 年 11 月これまでの食糧管理法を廃止し、価格保護政策から稲作経営安定対策への政策転換が行われた。また、1999 年 7 月「食料・農業・農村基本法」が制定され、WTO 農業協定への対応が行われた。

農業協定合意の実施期間終了 1 年前より継続交渉を開始することが約束されていたことを受けて、2000 年 3 月より WTO 農業交渉が開始された。各国が交渉提案を提出する第 1 段階（2000 年 3 月～2001 年 3 月）提出された交渉提案の詳細な説明と相互に論評しあう第 2 段階（2001 年 4 月～2002 年 2 月）、各国の交渉提案を整理し交渉の大枠を決定する第 3 段階（2002 年 3 月～2003 年 3 月）を経て、2003 年 9 月メキシコで開催される第 5 回閣僚会議において各加盟国が約束事項を提出することとされ、2005 年 1 月 1 日までに農業以外の分野も含めた合意事項を一括して受諾して新ラウンドを終結させることが予定された。日本政府は、2000 年 12 月にこのスケジュールにしたがって農業交渉のための「日本提案」を提出した。同じ時期に、農産物輸入に対するセーフガード発動の議論が進行していたことは、日本政府の対外農業政策の背景を理解する上で重要な意味をもっている。日本政府の「日本提案」は、各国にはそれぞれ多様な農業が存在し、その多様性を共存させることを前提にした枠組の上で議論を展開するとしている。もちろん日本政府は、WTO 農業協定で約束した、「世界の農産品市場における制限・歪みを是正するために、農業に対する助成・保護を漸進的に削減する」ことを実施しそれに反対するものではないが、貿易自由化を進めるのに際して、「農業の多面的機能への配慮および食料安全保障の確保」といった「非貿易的関心事項」( Non-Trade Concerns : NTC ) にも留意しながら、具体的な「市場アクセス」「国内支持」「輸出規律」「開発途上国への配慮」などの項目に対して日本政府の主張を盛り込んだ提案となっている。特に、「市場アクセス」および「国内支持」において、品目ごとの柔軟性を確保できる方式を強く主張する内容になっている。農産物輸入大国である日本としては、効率性を前面にした農業交渉には応じられないとして、NTC への配慮を

強く主張する立場を鮮明に打ち出したのである。ここでいう農業の多面的機能とは、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、保健休養、地域社会の維持活性化などを内容とするものである。これらは、農産物を輸入することによって得ることはできず、国内農業生産がある水準以上達成されることによって有形・無形の価値がはじめて創り出されるものであるとしている。すなわち、国内農業生産のある水準の確保が、経済学のいう結合生産・公共財・外部経済をとめない、農業の多面的機能が十分に供給されるというのである。そしてこのことが可能になるならば、食料自給率を高めることが可能になり、食料安全保障の点からも望ましいとしている。一層の NTC を考慮した WTO 農業協定を成立させることは、日本にとって重要な事項として位置付けられている<sup>29)</sup>。実際、NTC に関する国際会議の閣僚会議を日本政府主導で開催されてきた。しかしながら、「日本提案」および NTC について、多くの加盟国の賛同を得るに至っていない。それは、WTO の基本的な考え方が自由貿易体制の確立であることから、「多様な農業の共存」を前提とする「日本提案」を受け入れることはそれと対立することを意味するからである<sup>30)</sup>。確かに、WTO 農業協定には交渉において NTC を考慮することが規定されているが、その位置付けは、自由貿易主義一辺倒ではなく日本などの反対勢力の意見も聞きながら交渉を進めるという補助的な存在となっているのである。

2000 年 12 月日本政府は WTO に「日本提案」を提出したが、その中の市場アクセスの項目において、「季節性があり腐敗しやすい等の特性をもった農産物へのセーフガードの適用」を提案している。国内では、野菜の輸入急増に対してセーフガードの適用が検討されていた時期と重なり、「日本提案」の考え方が反映されたと推察することができよう。もちろん、今回の対中農産物 3 品目にセーフガードにより、日本農業の多面的機能および食料安全保障の低下に直接影響を与えるものではないことはいまでもないが、自由貿易主義的な農業交渉の流れに抵抗せざるをえない日本政府の立場と符合するものであった。

## 6 - (2) 日中農産物貿易協議会

セーフガード暫定措置の実施は、日本側としては WTO 農業交渉に提出した「日本提案」のテストケースという意味合いも込められていたと推察される。他方、中国側としては、2001 年 11 月カタールのドーハの WTO 総会での中国加盟承認前の自国の立場を利用する対応が、報復関税ということだったと推察される。結果的には、日本政府は暫定措置に止まりセーフガードの本格発動へと進展しなかったこと、また中国政府は報復関税を撤廃したことは、いずれも両国にとって適切な選択であったと言えよう。両国政府は、日中農産物貿易協議会を 2002 年に入り開催することに合意した。今後予想される中国からの野菜輸入増加による農産物貿易摩擦の解決モデルとして注目された。そして、2002 年 2 月と 3 月に暫定措置対象の 3 品目に関する協議が行われた。民間団体として、日本側から

は全国農業協同組合連合会（全農）・全国生産団体連合会などの生産者団体や輸入業者の代表、中国側からは食品土畜産出口商会やねぎの集荷・輸出業者、薑表などの輸出業者団体である軽工芸品進出口商会などが参加した。これに農林水産省や対外貿易経済合作部など両政府の担当官も同席した。協議では、「輸出自主規制」の運営の仕方・最低輸出価格の設定などについて話し合われた<sup>31)</sup>。両国間で貿易摩擦という政治問題化を回避する意味では、日中協議は両国にとって歓迎すべきことであったかもしれない。しかしながら、WTO ではセーフガード協定において、輸出自主規制による解決は「灰色措置」として明示的に禁止している。日中両国政府はすでに WTO の加盟国になっているのに、何故このような協議の実現が可能だったのか理解に苦しむ。しかし中国の WTO 加盟により、日本も含む加盟国は 2012 年まで中国に対してのみ適用できる「対中国経過的セーフガード」の存在が、両国を 2 国間貿易協議へと向かわせたことは確かなようである。

### 7 余剰分析による整理と対外貿易政策の視点

#### 7 - (1) 余剰分析による整理

第 2 節から第 6 節において中国野菜輸入増加に関わる経済主体の経済利害を中心に詳細な議論を行ってきた。ここでもう一度余剰分析を用いながら議論を整理しておきたい。近年日本の野菜輸入が増加したことについて、図 5 a の無貿易状態と自由貿易状態の比較によって見ることができる。AD は日本の野菜の需要曲線、FS は日本の国内野菜の供給曲線、NX\* は中国の野菜の輸出供給曲線、KM は日本の野菜の輸入需要曲線を表わし、点 G は無貿易均衡、点 L、点 C および点 E は自由貿易均衡を表わす。実際には外国からの野菜輸入には関税が賦課されているがここでは無視している。野菜輸入がゼロの状態から野菜輸入が増加した状態に変化することにより、野菜の貿易利益（= 各国の総余剰の純増）は、図 5 a の左図より、輸入側は KPL（= GCE）、輸出側は PNL をえる。輸出側の貿易

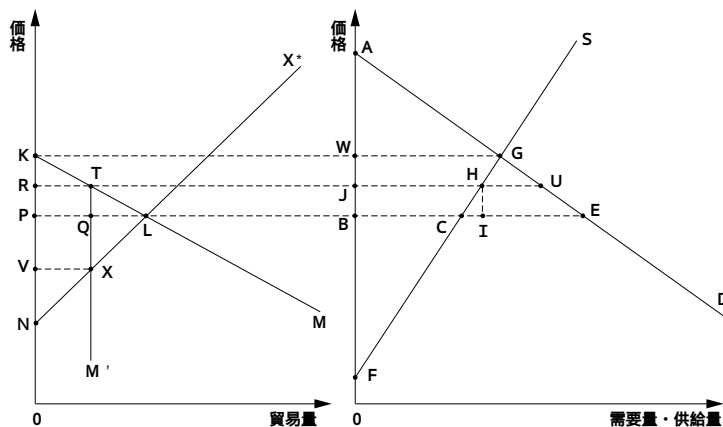


図 5 a 野菜輸入に対する関税割当制の余剰分析

利益の中には、日本企業による輸入業者の経済利益も含まれている。さらに図5 aの右図より、日本の国内生産者余剰はWBCGだけ減少し、日本の消費者余剰はWBEGだけ増加する。輸出側の中国の野菜農家・集荷業者・日本企業の輸入業者などは野菜輸出に当然積極的であるが、輸入側である日本国内の野菜産地生産者は野菜輸入に消極的となる。日本の野菜産地生産者の利害と対立するのは、中国の野菜関係者だけでなく日本の野菜の消費者に加えて日本企業の輸入業者も関わっているのである。しかしながら、国内では、これについて余り留意されることはなく、日本の野菜産地生産者の経済損失が局地的に大きいことから、自民党農業族議員への政治的圧力を背景に、日本政府の野菜輸入に対する対外農業政策は保護主義的となったのである。第5節でも述べたことであるが、日本国民はここでいう消費者であり、図5 aより、野菜輸入の増加は産地生産者の経済損失以上に消費者の経済利益をえることになるが、政府による対外農業政策は、国内野菜産地の生産者の利益保全を優先するものであった。農産物を生産する産地・農家の利益を保護・弁護するのみの政府の対応から、農産物を需要することによって受益者となる国民である消費者の利益にも留意した政府の対応が望まれる。確かに、第6節で述べた「日本提案」にも消費者および市民社会への配慮がなされているが、食料の安定供給を海外輸入ではなく国内農業に依存することを前提にしているために、食料のある程度の輸入制限もやむを得ないという議論につながっているのである。日本は、国民の食料需要を満たす上で、国内農業による供給に依存度を高める方針でよいのかについてさらに検討を加える必要がある。なぜならば、日本は比較優位をもつ工業製品を輸出することにより、低価格で安定的な食料供給を海外から輸入することも選択肢としてもつことができるからである。

2001年4月に対中農産物3品目に関税割当制が実施された。ある水準までの輸入数量に対して政府がこれまでの輸入業者に割当てを行ない、それ以上の輸入をする場合には高関税を課するというものであった。図5 aでは、これまでの輸入量 $PL (= CE)$ のうち、輸入割当量を $RT (= HU)$ とし、それ以上の輸入量に対して高関税を課すとしている(図5 aの左図において、日本の輸入需要曲線 $KM$ を $KTM'$ に変更することによって示されている)。高関税は高いゆえに輸入割当量以外の輸入量をゼロとなるように設定するとしている(図5 aにおいて、内外価格差 $TX$ 以上の高関税を課すとしている)。関税割当制による効果は、自由貿易状態と比較して、輸出側の貿易利益は $VNX$ へと減少し、輸入側の貿易利益は輸入割当によるレント余剰 $RVXT$ が加わり、 $KVXT$ へと変化する。他方、日本の野菜産地の生産者は $JBCH$ の余剰を増加させ、消費者は $JBEU$ の余剰を減少させる。そしてレント余剰である $RVXT$ については、輸入業者あるいは小売業者など仲介・流通業者の利得となる。野菜産地生産者の利益保全のための関税割当制は、とくに国内消費者に経済損失をもたらして始めて実現可能になるのである。このようなコストを支払う理由は経済的に正当化されるのか極めて疑問といわざるをえない。

WTO農業交渉の「日本提案」には、農業の多面的機能および食料安全保障というNTCを考慮した

市場アクセス・国内支持・輸出規律が加味された。WTO 加盟国の賛同を得るには至っていないが、仮に NTC を考慮する貿易政策を実施することになれば、農産物に対する輸入増加に対する制限が日本政府によって実施される可能性が出てくるであろう。その際に、貿易政策論からえられている議論が参考になる。それは、農業の多面的機能を実現するためには、輸入数量を制限するという介入方法ではなく、国内生産量を直接増加する介入方法を選択すべきであるという点である<sup>32)</sup>。図 5 a における関税割当制による場合には、国内生産量水準の点 H を達成するのに、消費者および輸出国側に犠牲を及ぼすことになる。しかしながら、生産補助金政策を代わりに実施して、図 5 b にあるように、国内生産量水準点 H (= O Y) を達成するならば、もっと少ないコストの支払いによって実現可能になることがわかる。図 5 b の記号は、図 5 a の記号と対応するように記載されている。自由貿易状態と生産補助金政策の状態を比較すると、関税割当制ほどではないが輸出側の貿易利益は野菜輸入の国際価格の下落により PP'L'L' だけ減少し、輸入側の貿易利益は TQL の減少と PP'L'Q' の追加増加をもたらす。日本の輸入需要曲線が KM から KTM' となっているのは、生産補助金政策によって日本の国内野菜生産が増加することを反映している（図 5 b において、生産補助金政策により自由貿易状態にくらべて国内生産量が CI (= QL) だけ増加するように描かれている）。さらに、野菜産地生産者の余剰は生産補助金政策によって JBCH だけ増加し、消費者は BB'E'E' だけ余剰を増加させる。しかしながら、この結果が可能になるには、生産補助金政策の実施のためには、JB'I'H (= JBIH + BB'I'I) だけの政府支出の財源を国民から徴収しなければならないのである。野菜輸入の国際価格が、日本の生産補助金政策によってほとんど影響を受けないのであれば、上記の PP'L'Q'、BB'E'E'、BB'I'I はゼロとなり、自由貿易状態に比べて HCI だけ死重ロスとなることもわかる。農業の多面的機能に多くの価値を見出すとしても、それを WTO の農業協定の枠内で達成するためには、生産補助金政策がベストな政策と考えられる。生産補助金政策を実施するには、政府予算を計上して国会の承認を

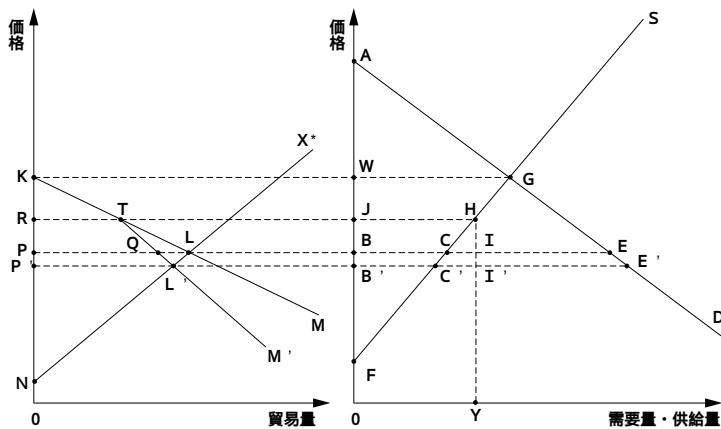


図 5 b 国内野菜産地への生産補助金政策の余剰分析

えるプロセスが必要なことから、国民の眼に補助金の必要性を問うという意味においてもチェックが作用する点でも適切であるといえる。しかしながら、このような生産補助金政策は、現在進行中のWTO 農業交渉で議論されている「国内支持」の政策のうち「黄」の政策に該当すると思われることから、この政策の実施も加盟国の賛同をえることは極めて難しいといえる。

### 7 - (2) 比較優位論の視点から

中国政府が日本政府による農産物3品目のセーフガード暫定措置実施に対する日本批判を行った項目の1つに、今回の貿易摩擦は日本と中国の利害対立問題ではなく、日本の国内野菜産地生産者と日本の野菜輸入業者の利害対立問題であると主張した。中国政府は背景に開発輸入に深く関わる日本の野菜輸入業者の存在を的確に見抜いていたのである。企業の海外事業展開というグローバル化が国際的に進められる最近の国際経済状況の中で、国境を越える商品の輸入増加のみに注目する従来の貿易摩擦の図式を単純に適用する時代はすでに終わったことを端的に示していることを意味している。安価で周期的にしかも規模的にも安定供給が可能なように開発輸入を進めている日本企業の輸入業者が、日本の国内の食料事情に大きな影響を与える状況が確実に進行していることを、中国との今回の貿易摩擦に際してわれわれは改めて知らされたのである。すでに農産物以外の工業製品においては、開発輸入という方法は、比較優位論という自由貿易論に立脚した当たり前の国際事業展開の有力な選択肢としてすでに市民権をえている国際取引なのである。それが農業部門においても行われたに過ぎないともいえるのであるが、農業という産業の存在は製造業とは異なる扱いを受け、所轄官庁も経済産業省ではなく農林水産省と別であり、政権党の自民党は票田獲得の視点からも農産物産地の票田には細かい配慮を忘れないでいる。このこともあり、開発輸入による中国産タオル輸入の増加に対する救済を要請した大阪泉州地区のタオル業界と、中国産野菜輸入増加に対する救済を要請した野菜産地生産者とはある意味では同列の扱いを受けて当然であるが、実際はそのような扱いとはならなかった。

さらに述べておくべきことがある。2001年6月中国政府は、WTOに未加盟である立場をうまく利用して、日本が対中農産物輸入3品目のセーフガード暫定措置を実施したことに対して報復措置を行った。その内容は、日本製の自動車、携帯・自動車搭載電話、空調機の輸入に対して、中国国内法である「輸出入関税条例第6条」に基づいて、特別関税100%を課すというものであった。中国の対日輸出3品目とは全く異なる業種で、しかも日本の中国への輸出としては重要な製品に対する報復措置であった。乗用車については、2001年1月に3000cc以下の輸入車に対する関税が引き下げられたこともあり、輸出機会の拡大が期待できる時期でもあったことから、2001年下期の日本自動車企業の輸出被害額は512億円となると予測された。さらに、2002年にまで報復措置が継続されるならば、その被害額は約4,200億円と予測された<sup>33)</sup>。乗用車・携帯電話・空調機の関係企業は中国への直接投資



を急ぐことが強いられることとなった。今回の報復措置は、中国が WTO に加盟する直前の出来事であったとはいえ、輸入により打撃を受けた日本の野菜産地を農産物とは直接関係のない輸出製品の業界に犠牲を強い、さらにその規模は救済する野菜産地の損失額を大きく上回ることも起きかねないことを明確に示したという点では、日本にとって十分に苦い良薬であったと思われる。また、野菜産地の救済のためのコストを支払うのは、輸出製品の業界だけではないということである。野菜を需要する消費者である国民全員も高い野菜を購入するというコストを支払うのである。輸入品に対して打撃を受ける業界は声を大にして救済を訴える傾向が強く、関係する業界を救済することが国益を保持することであると錯覚を起こしてしまうのである。この点はこれまで本論文ですでに繰り返し述べてきたところである。農業という特別扱いをしている産業に属する野菜について、その産地の経済利益が野菜輸入増加によって損失を受ける。その損失の存在のみに政治的援護の手が行き過ぎるのではないのか。そのために、他の産業・他の業界・国民全体は、その援護に必要なコストを負担することになるのである。比較優位論に立脚した国際取引の実施により実現する貿易利益・国民全体の消費者利益の存在については、日本政府は政策運営に際して一層の留意をすべきである。

近年、WTO の新ラウンド貿易交渉だけでなく、APEC という国際会議の場において、そして ASEAN + 3 の国際会議の場において、そしてさらに自由貿易協定を進めようとする関係国との交渉の場において、漸進的に自由貿易の方向へ協定を進展させる動きが起きている。特に日本を含む先進国への期待は大きくなっている。日本もその潮流に乗ろうと交渉を進めている状態にある。しかしながら、1つのネックになっているのが、日本の対外農業政策であるという指摘を世界から受けている。その理由は、新ラウンドに向けた WTO の農業交渉のための「日本提案」の内容から日本の視点は容易に推察することができる。しかしながら、比較優位に立脚した対外貿易政策を基本とした WTO の貿易交渉、および多くの国が締結を進めている自由貿易協定が行われていることを考えると、先進国である日本は、もう一段踏み込んだ農業分野の国内調整の実施を組み込んだ対外農業政策へと政策転換を行う必要があると思われる。

## 注

\* 本論文は、ディスカッション・ペーパーである寺町（2003）を訂正および修正したものである。

1) 中国と日本の生産コストの比較については第4節でもう一度扱う。

2) 大手スーパーの開発輸入の現場責任者藤井氏の報告 [農政ジャーナリストの会編 (2001)] にそれを見ることができる。日本経済新聞社編 (2001) 181 頁参照。

3) 小林茂典 (1999) の議論を参照。

4) 王志剛 (2001) の議論を参照。

5) 巖善平 (2002b) の 26 頁を引用した。

6) 阮蔚 (2001b) の図表 4 に『中国統計年鑑 2002』のデータより 2001 年の数値を加えた。

- 7) この結果は、阮蔚 (2001b) および嚴善平 (2002a,b) でも述べられている。
- 8) 『中国対外経済貿易年鑑 2001』の「1990 - 2000 年中国輸出商品構成」による。
- 9) 阮蔚 (2002) 215 頁の図表 8 - 4 を参照する。
- 10) 『中国対外経済貿易年鑑 2001』の「2000 年中国輸出主要商品輸出先」(545 頁) による。
- 11) 『中国統計年鑑 2002』12 - 14 による。
- 12) 野菜供給安定基金編 (2001) の表 3 - 1 による。
- 13) しかしながら、これらノウハウは中国野菜農業関係者に移転されることは時間の問題であろう。
- 14) 野菜供給安定基金編 (2001) による。
- 15) 暫定措置が実施された後、北京市のあるスーパーに日本向け仕様のねぎが安値で陳列された場面が、ある日本の新聞で報道された。
- 16) これは、供給熱量総合食料自給率、金額ベースの総合食料自給率で見ても同じように自給率は低下している。
- 17) 小林茂典 (1999) を参考にする。
- 18) 4 - (2) は、伊藤元重 + 伊藤研究室 (2002) の第 4 章、尾崎亨 (2000)、小林茂典 (1999) の議論を参考にした。
- 19) 1999 年に卸売市場法の改正で相対取引が原則自由となったこととも関連しているといわれる。
- 20) ここでは、野菜と総称して議論しているが、野菜には、生鮮野菜・冷凍野菜・調整野菜などがある。加工業者の場合には、冷凍食品・調整野菜の需要が多いということがあるが、ここでは立ち入らない。
- 21) ここでは国内産野菜保護を支持する自民党農業族議員の政治行動を取り上げる。しかし日本政府の対外農業政策を含む農業政策に大きく関与している農林水産省がどのような対応をしたかについても議論をする必要があるが、資料の制約もあり扱わなかった。しかし、6 - (1) の WTO での「日本提案」などから農林水産省のスタンスは容易に推察されよう。
- 22) 細谷 (2001)・内田 (2001)・堀口 (2001) では、セーフガード暫定措置に至る政治的プロセスについて議論を行っている。以下の議論はこれらに負っている。
- 23) それぞれの調査会の議員メンバーは、「資料」として論文の巻末に添付している。
- 24) 青木健 (2002) は「国際派」農林族が近年少なくなったことを述べている。
- 25) 野菜輸入から国内野菜産地生産者の利益を保持することが、政権党 (自民党) 農業族議員の「族益」に関わるだけでなく、日本の国益に貢献すると考える人もいる。他方、国民の大多数は消費者であり消費者の利益の拡大を求めることが、日本の国益に貢献すると考える人もいる。経済学は効率的な市場経済の均衡において、生産者の利益を保護した場合と消費者の利益を優先する場合、それぞれどのような経済的利益が生じるかについて分析結果を提供してくれる。利害が対立する場合どちらの経済利益を優先するかについては、経済学の議論を参考にし、それぞれの価値判断で選択することになる。
- 26) WTO のセーフガード条項を適用するには、過去 5 年間の経済データ 9 項目を状況証拠として提示することになっている。9 項目は、輸入量増加率、輸入増加量、国内市場占拠率、販売、生産、生産性、操業度、損益、雇用となっている。
- 27) 堀口 (2001) の議論 56 頁を参照。
- 28) 内田 (2002) 64 頁および日本経済新聞社編 (2001) 168 頁の議論によれば、対中農産物 3 品目のセーフガード暫定措置実施後、中国政府は一貫して主張してきたことをアピールする意味も込めて、「わかめと

- うなぎ」について、民間レベルの輸出自主規制の合意を 2001 年 6 月と 7 月に成立させた。それと前後して、対日報復措置の実施も行なわれた。
- 29) 国内農業生産を増加させる政策介入としてベストな政策は、理論的には生産補助金政策である。この議論では、外部経済などが存在して価格機構のみでは適正な水準が達成されないために、政策介入によって達成されるというものである。吉野(2002)の図 10 - 3 にこれに関する議論がある。別の議論として、国民が農業の多面的機能を理解して、農業の国内生産水準の増加を強く望んだとすると、これは「農業生産の集団選好」と呼ぶことができよう、やはり生産補助金政策がベストな政策として議論することができる。寺町(1983)の 章を参照。
- 30) 田代(2001)にはこの点について明快な議論が展開されている。
- 31) 内田(2002)の 70 - 71 頁の議論を引用する。
- 32) 同様の議論は、唐木(2002)および吉野(2002)においてみられる。
- 33) 『日本経済新聞』2001.8.23.および青木(2002)の 137 頁による。

## 引用文献

- 青木健(2002)「日本のセーフガード発動の政治経済学」青木健・馬田啓一編『日本の通商政策入門』東洋経済新報社, 第 8 章
- 伊藤元重 + 伊藤研究室(2002)『日本の食料問題を考える: 生産者と消費者の政治経済学』NTT出版
- 内田英憲(2002)「セーフガードの意味するもの: 日本の視点から」『農業と経済』第 68 巻第 6 号, 64 - 71, 5 月号
- 王志剛(2001)『中国青果物卸売市場の構造再編』九州大学出版会
- 尾崎亨(2000)『輸入野菜急増下における野菜流通環境の変化と産地の対応』農政調査委員会, 日本の農業 213
- 唐木和圀(2002)「日中貿易とセーフガード」池間・大山編著『国際日本経済論』文眞堂, 第 9 章
- 阮蔚(2001a)「構造調整圧力強まる農業」鮫島敬治・日本経済研究センター『中国 WTO 加盟の衝撃: 対中ビジネスはこう変わる』日本経済新聞社, 第 11 章
- 阮蔚(2001b)「野菜の中国からの開発輸入」『中国経済』7 月号, 60 - 72
- 阮蔚(2002)「中国の対米輸入・対日輸出拡大で揺れる農産物市場」鮫島敬治・日本経済研究センター編『中国の世紀 日本の戦略: 米中緊密化の狭間で』日本経済新聞社, 第 8 章
- 巖善平(2002a)「中国における農産物貿易の動向と WTO 加盟の影響」『中国経済』1 月号
- 巖善平(2002b)「農業経営と流通の変化」『農業と経済』5 月号, 24 - 32
- 小林茂典(1999)『輸入野菜流通と卸売市場』農政調査委員会, 日本の農業 210
- 田代洋一(2001)「自由貿易主義と日本の農産物貿易戦略」『農業と経済』第 67 巻第 13 号 11 月号, 5 - 12
- 寺町信雄(1983)「集団選好による保護貿易政策の分析」『貿易政策の分析』成分堂, 章
- 寺町信雄(2003)「中国野菜輸入増加に関わる経済利害を中心に」Project on the Chinese Economy, Open Research Center, Kyoto Sangyo University, Discussion Paper Series No. CHINA-06
- 日本経済新聞社編(2001)「ウナギ: セーフガードで浮かび上がった意外な素顔」『野菜: 生鮮デフレを跳ね返す元気な産地』『値段でわかる日本経済』日経ビジネス人文庫
- 農政ジャーナリストの会編(2001)『日本の農業の動き 138: 野菜をめぐる輸入と国内供給』農林統計協会,

- (金子弘道論文, 藤島廣二論文, 西田宏太郎論文, 藤井滋生論文, 山野昭二論文を所収)
- 細野章(2001)「セーフガード発動を巡る経過と課題」『農業と経済』第67巻第6号5月号, 23 - 30
- 堀口健次(2001)「セーフガードの意味と背景」『農業と経済』第67巻第13号11月号, 50 - 60
- 野菜供給安定基金編(2001)『中国の野菜(2) 山東省のねぎを中心として』農林統計協会
- 野菜供給安定基金調査情報課編(2002)『2001年野菜輸入の動向:統計と解説』農林統計協会
- 吉野文雄(2002)「日本の農産物自由化問題」青木健・馬田啓一編『日本の通商政策入門』東洋経済新報社,  
第10章
- 農林水産省 Web Site : [http://www.maff.go.jp/sogo\\_shokuryo/sg\\_kanren/](http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/sg_kanren/)
- 農林水産省 Web Site : <http://www.maff.go.jp/wto/>

資料

	第一次森内閣に対応 (H12.7.24.)		第二次森改造内閣に対応 (H13.2.7.)	
農林水産大臣	谷 洋一	兵庫 5 区	谷津 義男	群馬 3 区
農林水産副大臣			松岡 利勝	熊本 3 区
農林水産副大臣			田中 直紀*	新潟
農林水産大臣政務次官	石破 茂	鳥取 1 区	金田 英行	北海道 7 区
農林水産大臣政務次官	三浦 一水*	熊本	国井 正幸*	栃木

自民党総合農政調査会

	堀之内 久男 比例九州(宮崎)		堀之内 久男 比例九州(宮崎)	
会長	中川 昭一	北海道 1 1 区	中川 昭一	北海道 1 1 区
会長代理	二田 孝治	秋田 1 区	二田 孝治	秋田 1 区
	若林 正俊*	長野		
最高顧問	江藤 隆美	宮崎 2 区	江藤 隆美	宮崎 2 区
顧問	小里 貞利	鹿児島 4 区	小里 貞利	鹿児島 4 区
	大原 一三	比例九州(宮崎)	大原 一三	比例九州(宮崎)
	久間 章生	長崎 2 区	久間 章生	長崎 2 区
	野呂田 芳成	秋田 2 区	近岡 理一郎	山形 3 区
	葉梨 信行	茨城 3 区	野呂田 芳成	秋田 2 区
	保利 耕輔	佐賀 3 区	葉梨 信行	茨城 3 区
	牧野 隆守	福井 2 区	保利 耕輔	茨城 3 区
	宮下 創平	長野 5 区	牧野 隆守	福井 2 区
	村岡 兼造	秋田 3 区	宮下 創平	長野 5 区
	井上 吉夫*	鹿児島	井上 吉夫*	鹿児島
	上杉 光弘*	宮崎	上杉 光弘*	宮崎
副会長	赤城 徳彦	茨城 1 区	青山 弘	比例東海(愛知)
	衛藤 征士郎	大分 2 区	赤城 徳彦	茨城 1 区
	遠藤 武彦	山形 2 区	遠藤 武彦	山形 2 区
	太田 誠一	福岡 3 区	太田 誠一	福岡 3 区
	亀井 久興	鳥根 3 区	亀井 久興	鳥根 3 区
	河村 建夫	山口 3 区	木村 太郎	青森 4 区
	北村 直人	北海道 1 3 区	北村 直人	北海道 1 3 区
	栗原 博久	新潟 4 区	栗原 博久	新潟 4 区
	古賀 誠	福岡 7 区	古賀 誠	福岡 7 区
	古賀 正浩	福岡 6 区	佐藤 静雄	北海道 4 区
	佐藤 静雄	北海道 4 区	佐藤 剛男	福島 1 区
	坂井 隆憲	佐賀 1 区	七条 明	比例四国(徳島)
	鈴木 俊一	岩手 2 区	鈴木 俊一	岩手 2 区
	園田 博之	熊本 4 区	園田 博之	熊本 4 区
	田野瀬 良太郎	奈良 4 区	田野瀬 良太郎	奈良 4 区
	武部 勤	北海道 1 2 区	武部 勤	北海道 1 2 区
	松岡 利勝	熊本 3 区	谷 洋一	兵庫 5 区
	松下 忠洋	比例九州(鹿児島)	松下 忠洋	比例九州(鹿児島)
	宮路 和朗	鹿児島 3 区	宮路 和朗	鹿児島 3 区
	村上 誠一郎	愛媛 2 区	宮本 一三	兵庫 9 区
	持永 和見	宮崎 3 区	持永 和見	宮崎 3 区
	谷津 義男	群馬 3 区	森 英介	千葉 1 区
	柳沢 伯夫	静岡 3 区	横内 正明	山梨 3 区
	横内 浩美*	山梨 3 区	岩永 浩美*	佐賀
	岩永 浩美*	佐賀	魚住 汎英*	熊本
	太田 豊秋*	福島	太田 豊秋*	福島
	鹿熊 安正*	富山	鹿熊 安正*	富山
	片山 虎之助*	岡山	金田 勝年*	秋田
	金田 勝年*	秋田	亀谷 博昭*	宮崎
	亀谷 博昭*	宮崎	須藤 良太郎*	比例代表(群馬)
	国井 正幸*	栃木	田村 公平*	高知
	須藤 良太郎*	比例代表(群馬)	矢野 哲郎*	栃木
	矢野 哲郎*	栃木		

自民党農林水産物貿易調査会

	中川 昭一 北海道 1 1 区		中川 昭一 北海道 1 1 区	
委員長	中川 昭一	北海道 1 1 区	中川 昭一	北海道 1 1 区
委員長代理	鈴木 俊一	岩手 2 区	鈴木 俊一	岩手 2 区
	二田 孝治	秋田 1 区	二田 孝治	秋田 1 区
常任顧問	谷津 義男	群馬 3 区		
顧問	高村正彦	山口 1 区	白井 日出男	千葉 1 区
副会長	赤城 徳彦	茨城 1 区	赤城 徳彦	茨城 1 区
	遠藤 武彦	山形 2 区	遠藤 武彦	山形 2 区
	金田 英行	北海道 7 区	木村 太郎	青森 4 区
	岸本 光造	和歌山 2 区	岸本 光造	和歌山 2 区
	北村 直人	北海道 1 3 区	北村 直人	北海道 1 3 区
	栗原 博久	新潟 4 区	栗原 博久	新潟 4 区
	古賀 正浩	福岡 6 区	古賀 正浩	福岡 6 区
	園田 博之	熊本 4 区	園田 博之	熊本 4 区
	武部 勤	北海道 1 2 区	武部 勤	北海道 1 2 区
	中山 成彬	宮崎 1 区	萩山 教蔵	富山
	松岡 利勝	熊本 3 区	馳 浩	石川 1 区
	松下 忠洋	比例九州(鹿児島)	松下 忠洋	比例九州(鹿児島)
	宮路 和朗	鹿児島 3 区	宮路 和朗	鹿児島 3 区
	森 英介	千葉 1 1 区	森 英介	千葉 1 1 区
	太田 豊秋*	福島	太田 豊秋*	福島
	景山 俊太郎*	鳥根	金田 勝年*	秋田
	国井 正幸*	栃木	須藤 良太郎*	比例代表(群馬)
	須藤 良太郎*	比例代表(群馬)	三浦 一水*	熊本
事務局長	赤城 徳彦	茨城 1 区	赤城 徳彦	茨城 1 区

注) \*印は参議院議員を示す。選挙区が記入してない議員は選挙制度による。比例代表制の議員は出身都道府県を記入した。

# Increased Vegetable Imports from China and the Interests of Groups involved in the Trade Business

Nobuo TERAMACHI

## Abstract

In recent years, vegetable imports from China have tended to be on the rise, a trend which has impacted the interests of groups involved in the import and export business. Affected groups include, in the exporting country (China), vegetable farmers and related parties and the Chinese government, and--in the importing country (Japan)--importers, vegetable producers, food processing businesses, the restaurant business, retailers, consumers, members of the diet from agricultural-commodity producing areas, the Japanese government, and industries exporting to the Chinese market. In addition to discussing the impact on the interests of the various groups involved, this paper will also touch upon the background to the imposition of WTO provisional safeguards on three types of Chinese agricultural commodities by the Japanese government as of April 2001, including agricultural policy and circumstances of the two countries. Further, it will discuss the relationship that exists between ruling party (Liberal Democratic Party) assemblymen who are influential in the agricultural sphere and the vegetable-producing regions, which is behind the imposition of the WTO provisional safeguards. In conclusion, this study will also offer a comprehensive overview of the economic impact of increased vegetable imports from the standpoint of comparative advantage trade theory. It asserts that the prices paid by other sectors as well as the Japanese people for Japan's protectionist stance on agricultural issues, in the midst of negotiations with the WTO and for the free trade agreements, are not insignificant. The paper is organized as follows: 1. Introduction, 2. Vegetable imports to Japan from China and imports developed by Japanese business, 3. China's agricultural and foreign trade policy and groups engaged in Chinese agriculture (vegetable production), 4. Japan's domestic vegetable market, 5. Vegetable-producing prefectures and Liberal Democratic Party assemblymen, 6. Japan's foreign trade policy on agriculture, 7. Overview of economic surplus analysis and foreign trade policy

**Keywords :** increased vegetable imports from China, imports developed by Japanese business, China's agricultural and foreign trade policy, Japanese pressure groups in agricultural sector , WTO provisional safeguards